

報告第 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 21 年 1 月 26 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 8 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 20 年 12 月 22 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(助成) 第 3 条 略 2～5 略 6 社会保険法各法の規定により健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号） <u>第 41 条第 8 項</u> に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の医療機関において受けた当該疾病に係る第 4 項第 2 号の給付に係る一部負担金の額は、前 2 項及び次項の規定にかかわらず、1 月につき 1 万円（同令第 <u>42 条第 8 項第 2 号</u> に該当する者にあつては、2 万円）を上限とする。 7～9 略	(助成) 第 3 条 略 2～5 略 6 社会保険法各法の規定により健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号） <u>第 41 条第 6 項</u> に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の医療機関において受けた当該疾病に係る第 4 項第 2 号の給付に係る一部負担金の額は、前 2 項及び次項の規定にかかわらず、1 月につき 1 万円（同令第 <u>42 条第 6 項第 2 号</u> に該当する者にあつては、2 万円）を上限とする。 7～9 略

附 則

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。